

第1章

計画の策定にあたって

「地域福祉計画」は平成12年の社会福祉法により法定化され、平成29年の法改正で、他の福祉計画の上位に位置づけられる計画となりました。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章です。計画策定の趣旨や地域福祉の考え方、計画の位置づけ、計画期間などの基本的事項についてまとめます。

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域福祉のとらえ方
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間



作品名「唐津城」

佐賀県立唐津特別支援学校

寄宿舎生共同制作

【作品の紹介】

日本画家の原画伯と一緒に、生徒8名で制作しました。

1 計画策定の趣旨

わが国では人口減少や少子高齢化がとどまることなく進行しています。また、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、ＩＣＴの急速な進展といった環境の変化により、人と人とのつながりが次第に薄くなり、家庭や地域で支え合う力が弱まっているともいわれます。さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の流行により、人とのつながりが一層保ちにくい状況ともなっています。

そのような中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子育て家庭の孤立、子どもがヤングケアラーの状況にある可能性、世代に関わらず直面しうるひきこもりや虐待、経済的に困窮している世帯、自殺対策など、制度・分野別の支援だけでは対応が困難な、複合化・複雑化した課題も表面化してきています。

また、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、近年では令和3年8月の佐賀豪雨や、本市も甚大な被害を受けた令和5年7月の九州北部豪雨など、大規模な自然災害が多発しており、災害に見舞われた時の地域コミュニティの必要性が再認識され、要支援者への支援体制の構築・推進も求められています。

こういった課題への対応では、公的サービスを基本としつつも、地域の多様な人・団体・機関が「縦割り」的な制度や「支え手側」と「受け手側」という枠にとらわれることなく活躍し、地域の生活課題を「我が事」として解決する取り組みに参画していく「地域共生社会」の実現が必要です。

唐津市並びに唐津市社会福祉協議会は、平成31年3月に「第3期唐津市地域福祉計画」と「第3期唐津市地域福祉活動計画」を策定し、それぞれの基本理念のもと、さまざまな取り組みを進めてきました。

本計画「第4期唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画」は、変化を続ける社会の動きやこれまでの取り組みを踏まえ、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、よりよく、より幸せに生きていくような地域社会、すなわち唐津市ならではの「地域共生社会」実現への歩みを一層進めるために、唐津市と唐津市社会福祉協議会が一体的に策定するものです。

2 地域福祉のとらえ方

(1) 地域福祉に関わる法制度等の動き

「地域福祉計画」が法定化されたのは平成12年、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正された時のことです。地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が明記されました¹。

その後、平成29年には「地域共生社会の実現」を掲げた法改正が行われ、包括的な支援体制を整備するため、他の福祉計画の上位に位置づけられる計画として再定義され、これまでに地域福祉に関わる制度等は多くの分野で拡充を続けています。

▼ 地域福祉に関わりのある制度等の動向

社会福祉法	H12	社会福祉法(地域福祉計画が法定化)
	H29	社会福祉法改正(福祉各分野の共通事項を記載した上位計画に)
	R2	社会福祉法改正
社会福祉関連の制度等	H17	認知症サポーター制度
	H18	地域包括支援センター設置(介護予防重視型へ)
	H18	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	H24	地域包括ケアシステム構築
	H27	地域包括ケア強化(生活支援サービス事業)
	R5	共生社会の実現を推進するための認知症基本法
	H17-26	次世代育成支援行動計画
	H21	子ども・若者育成支援推進法
	H27	子ども・子育て支援新制度
	R4	児童福祉法改正(児童の権利擁護の推進等)
	H17	発達障害者支援法
	H18	障害者自立支援法
障がいのある人	H26	障害者の権利に関する条約批准
	H23	障害者基本法改正
	H23	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
	H25	国等による障害者就労施設等からの物品等のちょう達の推進等に関する法律
	H25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする)
	H28	障害者の雇用の促進等に関する法律改正
	H28	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
	H30	ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例
	R3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正
	H25	災害対策基本法改正
その他	H27	生活困窮者自立支援法
	H28	自殺対策基本法改正
	H28	成年後見制度の利用の促進に関する法律
	H28	再犯の防止等の推進に関する法律
	R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
	R3-4	ヤングケアラーの実態に関する調査
	R5	第二次再犯防止推進計画閣議決定
	R5	孤独・孤立対策推進法

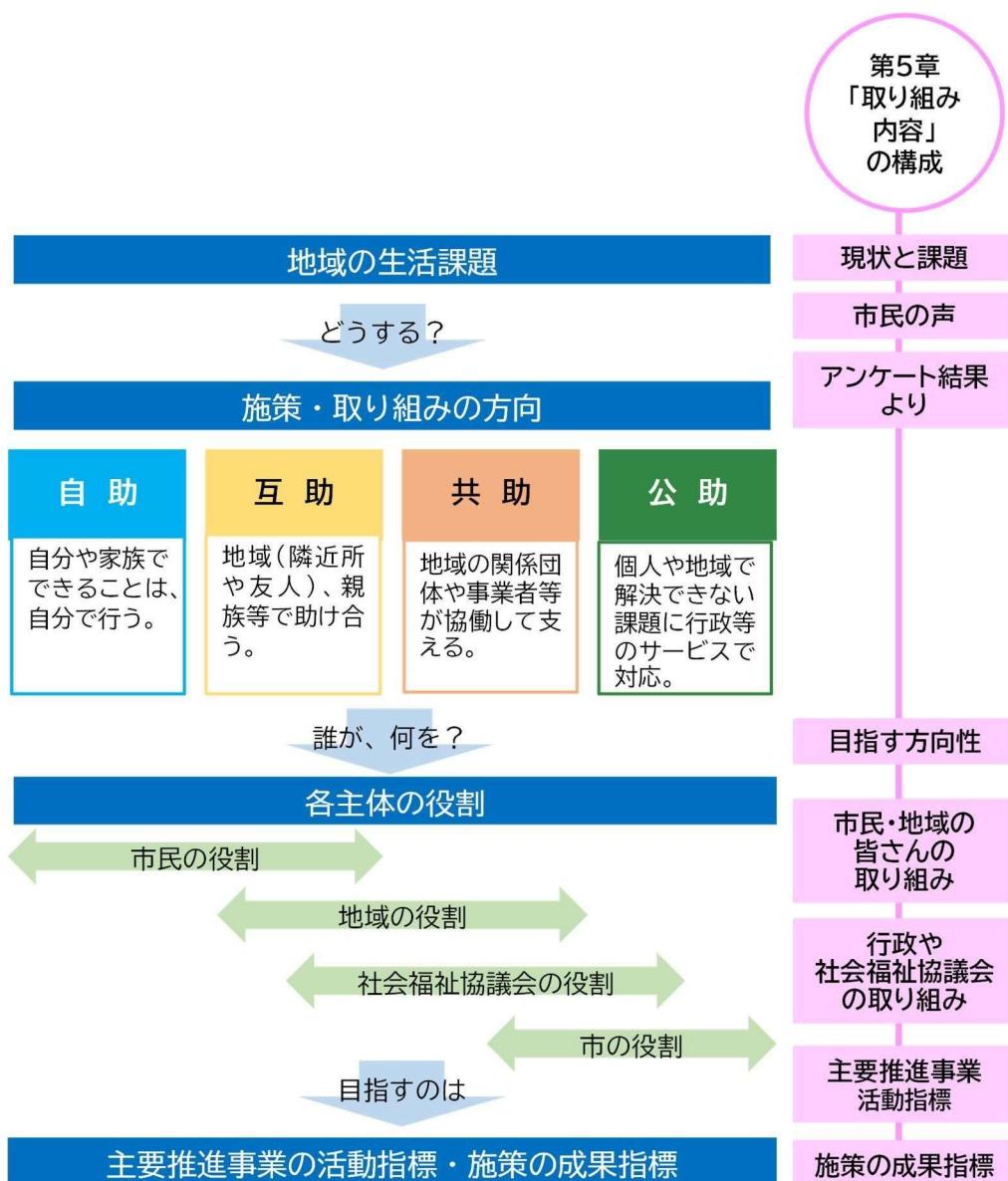
¹ 社会福祉法(抜粋)及び再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)を、本章末に掲載しています。

(2) 本計画における「取り組み」の構成

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すことになります。具体的には、市民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。

本計画の「取り組み内容（第5章）」では、まず、「現状と課題」について確認し、計画策定段階で得た「市民の声」、「アンケート結果」を踏まえて、国が地域包括ケアシステムの構築の考え方で示した「自助」「互助」「共助」「公助」の視点も鑑み、「目指す方向性」「市民・地域の皆さんの取り組み」「行政や社会福祉協議会の取り組み」という構成で取り組み内容をまとめた上で、「主要推進事業」と活動指標、「施策の成果指標」を示します。

▼ 本計画における「取り組み内容」の構成



3 計画の位置づけ

(1) 各種計画との関わり

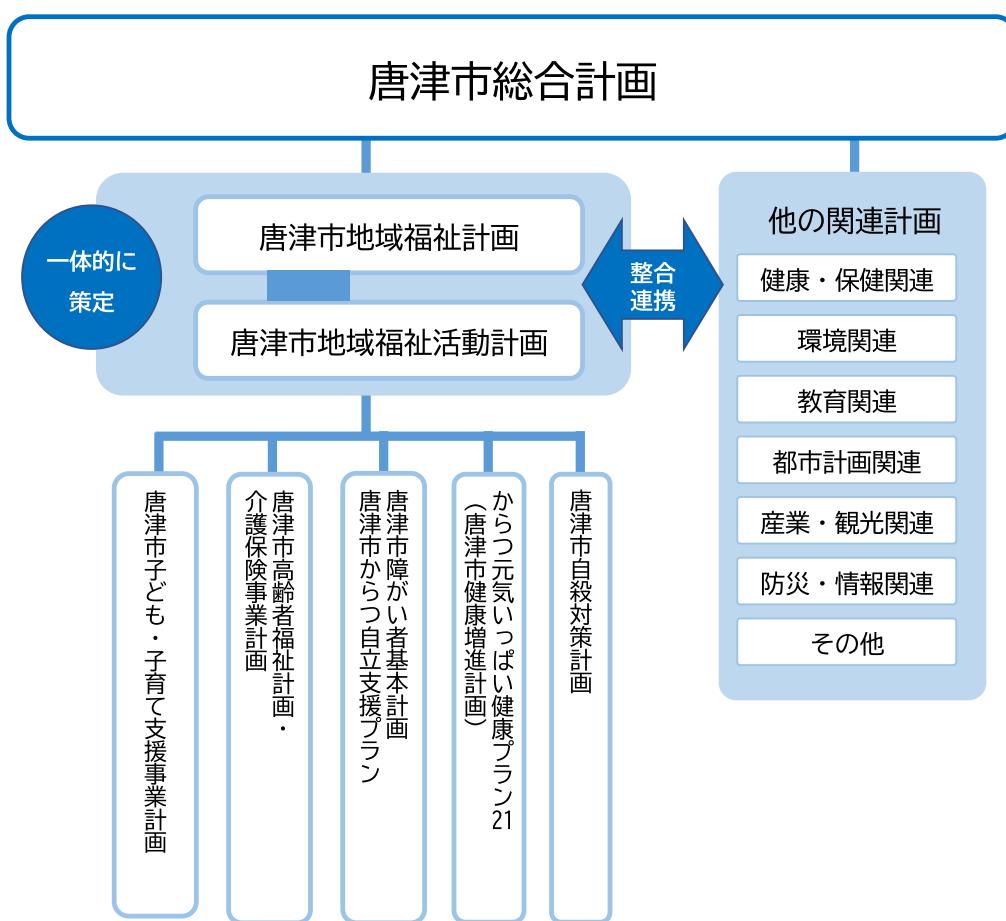
本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

本計画では地域福祉推進の主体たる市民・団体などの参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを包括的に整備する計画として、「理念」と「施策の方向性」を定めます。

なお、地域福祉を推進するためには、行政と社会福祉協議会、地域住民や関係団体等の多様な主体が共通の理念のもとで活動に取り組む必要があることから、唐津市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとします。

また、唐津市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、地域共生社会の実現を目指すとともに、高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい者福祉など、各福祉分野における行政計画の上位計画として、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本に市民生活全般にわたる福祉の向上を目指します。

▼ 各種計画との関わり



(2) 本計画に含む計画（地方再犯防止推進計画）

安心して暮らせる地域づくりの一環として、犯罪や非行をした人が、様々な生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱え、地域社会で孤立し、再び犯罪に手を染めることのないよう地域全体がその更生に理解を深め、孤立することができないように社会復帰を支援していくことが重要です。

本計画では、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（平成28年12月施行）の第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものとします。

(3) 本計画とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17ゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持とうという「地域共生社会」の考え方にもつながるもので

す。

本計画「第5章 取り組みの内容」では、施策の方向ごとに関連が深いと考えられるSDGsのゴールを、以下のアイコンで示します。

▼ SDGsにおける17のゴール

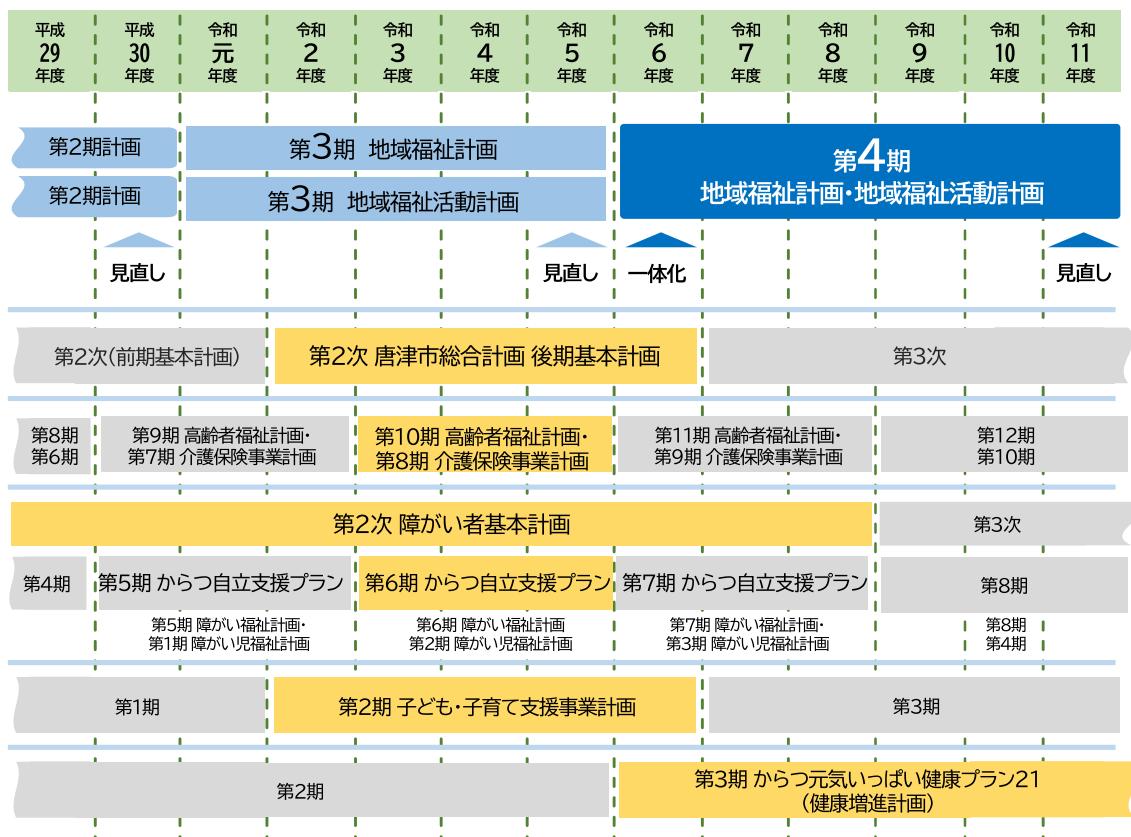


4 計画の期間

「第3期唐津市地域福祉計画」と「第3期唐津市地域福祉活動計画」は5年間の計画期間としましたが、計画期間を3年とする他の福祉関連計画¹との関係性を考慮し、本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

計画の最終年度には次期計画へ向けての見直しを行います。また、計画期間内であっても社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

▼ 本計画と関係計画の計画期間



¹ 「唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づく計画であり計画期間は3年間です。「からつ自立支援プラン」は障がい者総合支援法に基づく計画であり計画期間は3年間です。

参考



社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第3項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

参考



再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。